

大洲市地域自治組織再編検討会議設置要綱

(設置)

第1条 自治会及び地区公民館等（以下「地域自治組織」という。）の再編に向けた今後のあり方について検討を行うため、大洲市地域自治組織再編検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域自治組織の現状及び問題点の調査
- (2) 地域自治組織の再編に向けた今後のあり方の検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域自治組織の再編に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体等のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大洲市自治会連絡会議
- (2) 大洲市公民館長会
- (3) 大洲市議会
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条に規定する所掌事務が終了したときに解嘱されるものとする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、市長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否の同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮り、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、地域自治推進担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
(大洲市地域自治組織再編検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 大洲市地域自治組織再編検討委員会設置要綱（平成23年大洲市要綱第2号）は、廃止する。